

市長定例記者会見資料

平成28年4月1日

部課名	経済産業部 農林課	電話	22-8369
課長	中村光男	担当者	古本慎一

1. 件名

「第2次周南市地産地消促進計画」の策定について

2. 策定経緯

本計画は、国が定めた「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律」、いわゆる「六次産業化・地産地消法」が平成22年12月に制定され、市町においても「地域の農林水産物の利用促進についての計画」（地産地消促進計画）を定めるよう努めることが示されました。

そのため、本市においても全市的な取り組みとして、より一層地産地消推進運動を開くために、食と農林水産業をめぐる生産者、流通業者、消費者及び関係機関、団体等が地産地消に関して共通認識を持ち、協働して取り組む指針として「周南市地産地消促進計画」を平成25年9月に策定しましたが、平成28年3月に計画期間を終了することから、これまで以上に促進するための新たな行動指針として「第2次周南市地産地消促進計画」を策定したところです。

3. 主な取り組み

◆新規就農者の育成

「技術研修」「農地の確保」「機械・施設整備」「住居の確保」をパッケージ支援

◆産地の育成強化

鹿野地区の特産品である「わさび漬け」の原材料「わさび」を超促成栽培により安定供給を図る。

新規就農者を対象としたハウス栽培による「トマト」の産地化

◆地産地消の普及・啓発推進事業

「6次産業化・農商工連携フェスタ」 キンバ パレット 周南総合スポーツセンター

※山口総合ビジネスメッセ 2016 と同時開催

「周南地域うまいっしゃフェア」 おいでませ山口館（東京）

4. 推進体制

市内の生産、流通、消費などの関係団体、市や県などの行政、公募の市民の皆様で構成する「周南市地産地消推進協議会」を推進本部とする。

第 2 次 周南市地産地消促進計画（概要版）

1. 趣旨

全市的に「地産地消」に取り組むための指針とする。

2. 位置付け

「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（六次産業化・地産地消法）」第 41 条に基づく「地域の農林水産物の利用の促進についての計画」として位置づける。

3. 計画期間

平成 28 年度～平成 31 年度の 4 年間

- ・ 第 2 次周南市まちづくり総合計画（平成 27 年度～平成 31 年度）
- ・ 第 2 次周南市食育推進計画（平成 26 年度～平成 31 年度）

※終期を合わせ目標数値と方向性を同調させる。

4. 推進体制

市内の生産、流通、消費などの関係団体、市や県などの行政、公募の市民などで構成する「周南市地産地消推進協議会」を推進本部とする。

①平成 28 年度から構成団体を一部変更の予定（16P）

農商工連携の推進及びしゅうなんブランドを県内外に積極的に PR するため、関係機関の以下の者を追加

- ・（公財）周南地域地場産業センター・経済産業部 商工振興課
- ・（一財）周南観光コンベンション協会・地域振興部 観光交流課
- ・経済産業部 水産課・教育部 学校給食課

②構成員が増えることから、一般公募枠を拡大（16P）

※周南市附属機関等の公募に関する規定 全委員の 20% 以上とする。

③専門部会の変更（15P）

基本目標に合わせた専門部会を設置

5. 施策

■基本理念

「農」と「食」の強い結びつきによる地域活性化

■基本目標

安全・安心な農林水産物の供給

地域内流通の仕組みづくり

生産者と消費者の相互理解の促進

■第1次計画との大きな相違点

①基本理念を明示（3P）

法に定める基本理念（第26条～第33条）に基づき設定

第26条（生産者と消費者との結びつきの強化）

第27条（地域の農林漁業及び関連事業の振興による地域の活性化）

②新規就農者支援策の拡充（6P）

移住・定住を推進するため、パッケージによる支援を行う。

③産地特化品目の育成強化（8P）

「わさび」「トマト」「畜産」について、特に産地の育成強化を行う。

④6次産業化・農商工連携の推進（9P）

所得の向上と雇用の創出による地域の活性化を図る。

⑤地産地消の拠点施設、道の駅「ソレーネ周南」による推進

（P11・P14）

市内全域を集荷体制としたシステムを構築し、オール周南による地

産地消を推進する。

⑥官学連携協定による地産地消（14P）

宇部フロンティア大学短期大学部との連携による推進